

# 動画配信用機材・オンライン会議用機材貸出規程

施行日：令和3年11月24日

## （目的）

第1条 神奈川県公民館連絡協議会（以下「県公連」という。）は、ICTの活用により公民館活動向上に資するとともに、各公民館での県民の学びと「つながりづくり」を大切にした人材育成を図るため、動画配信用機材及びオンライン会議用機材の貸出しを行う制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、本規程において具体的な事項を定める。

## （動画配信用機材）

第2条 本規程において機材とは、県公連が貸出用として保有する動画配信用媒体（ビデオカメラ・三脚・SDカード・microSDカード・ライト・マイク）及びオンライン会議用機材（Webカメラ、スピーカー）をいう。

## （貸出対象者）

第3条 機材の貸出対象者（以下「利用者」という。）は、県公連加入の自治体及びその自治体の公民館等とする。

## （貸出費用）

第4条 貸出費用は徴収しない。ただし、県公連事務局からの機材の発送及び県公連事務局への返送に関わる費用は利用者の負担とする。

## （貸出期間）

第5条 貸出期間は県公連事務局への発送及び返送に要する期間を除いて引き続く7日以内とする。また、貸出期間を超えて利用する場合は、その理由と用途を伝え県公連事務局の判断とする。

## （利用の申請手続等）

第6条 機材の利用申請手続及び受領・返却方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用者は、県公連あてに事前に電話等で機材の貸出状況等を確認し仮予約をしたうえで、所定の申請書を到着希望日の2日前までに提出するものとする。
- (2) 県公連は、申請に基づき貸出の諾否を決定し、その旨を利用者に書面をもって通知する。
- (3) 機材の受領及び返却は、利用者が直接県公連事務局（県生涯学習課）来庁もしくは県公連が指定する方法（利用者負担による宅配便）による配送のいずれかの手段によるものとする。

## （教材の弁償）

第7条 利用者が機材を破損した場合は、直ちに県公連事務局に届け出て、同一の機材を弁償するものとする。なお、同等の機材が入手できない場合は、県公連と協議のうえ、代替品と認めるものを弁償するものとする。

## （禁止事項）

第8条 利用者は、本制度を利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為または県公連が該当すると判断する行為をしてはならない。

- (1) 転貸
- (2) 有償無償を問わず商業目的での使用

## （貸出しを行わない場合）

第9条 県公連は、次の各号のいずれかに該当する場合は、機材の貸出しを行わない。

- (1) 前条に定める禁止事項に該当する恐れがある、または過去に該当する事実がある場合。
- (2) 他の利用者に貸出中、または貸出しの予約があった場合。
- (3) 前各号に定めるもののほか、県公連が貸出しに対し不適切と判断した場合。

## 附 則

- 1 本規程は、令和3年8月25日から施行する。
- 2 本規程は、令和3年11月24日から施行する。